医療的ケア児等受入施設設備事業

Q&A（VOL.１）

令和７年６月

北海道保健福祉部子ども政策局

子ども家庭支援課

■補助対象について

問１ 令和７年４月以前から医療的ケア児等を受け入れており、当該年度に設備・備品を購入する場合、補助対象か。

答

本事業は、令和７年４月１日以降、新たに医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備するための設備・備品を購入することを想定しているため対象外。

（※令和６年度から既に受け入れを行っている事業所は対象外。）

問２ 道の実施要綱の５（６）その他で認められる設備・備品とは何か。

答

医療的ケア児等を受け入れるための設備・備品であると認められるものが対象となるが、医療的ケア児等の支援に直接関係しない設備・備品等は対象外とする。

なお、(６)の適否については、子ども家庭支援課に照会いただきたい。

問３ 消耗品は、備品に含まれるか。

答

含まれない。よって、医療用手袋、マスク、ガーゼ、包帯等の消耗品は対象外。

問４ 多機能型事業所（例：児童発達支援・放課後等デイサービス）は、各サービスで申請が可能か。

答

多機能型事業所は、１施設として、１件までの申請に限る。

■補助申請について

問５ インターネットで購入する場合に、画面印刷やスクリーンショット等により価格が分かれば、見積書として代用することは可能か。

答

不可。インターネット販売でも見積書を取得することが可能な業者を選定すること。